

論文

## 「古参闘士」の最後の戦場

—第二次世界大戦最後の数ヶ月におけるナチ活動家の孤立・共同体形成・暴力—

パトリック・ヴァーグナー

(今井宏昌 訳)

1945年4月12日にアメリカ軍がブラウンシュヴァイクを占領する3日前、ブラウンシュヴァイク市内とその周辺部では、数多くのナチ党員が殺害された。特筆すべきは、そこでの犠牲者がブラウンシュヴァイク郡の郡長と、突撃隊中尉 [SA-Obersturmführer]、そしてヘルマン・ゲーリングが所有する狩猟場の管理人だった点である。加害者らは、ブラウンシュヴァイク・ナチ党の「機動襲撃班 [Rollkommando]」に所属しており、その管区指導者であるベルトルト・ハイリヒ [Berthold Heilig] の命令のもとで行動した<sup>1</sup>。ここで問題となるのは、彼らが明らかに、ヒトラー内閣の誕生する1933年より前の時点でナチ党に入党した、いわゆる「古参党員」だったことである。ナチによる権力掌握後、彼らはブラウンシュヴァイクの都市行政ないしは公益事業に職員として採用された。またそのうちの何人かは、党の職員としても活動した。戦中の最後の数日間、彼らは管区指導部の掩体壕で生活し、そこに貯蔵される食糧や酒類といった奢侈品をむさぼりながら、時折自らの殺人行為を披露した。

被害者に話を戻そう。そこで犠牲となったのは、ナチの権力掌握後に初めてナチ党に入党した男たちだった。入党当時、彼らはすでに定職に就いていた。しかしながら、さらなる出世を遂げるうえで、ナチ党員という立場が彼らに有利にはたらくことは明らかだった。こうした男たちは、第二次世界大戦の最後の数日間のうちに、突如ナチズムから距離をとり始めた。彼らは自分の制服を焼き捨て、鉤十字を玄関から取り外すか、ないしは国民突撃隊の設置した対戦車障害物を隣人が撤去するさまを、ただ茫然と眺めるほかなかった。加害者の側から見れば、彼らは1933年以降、勝利を取めたナチ運動に大挙して押し寄せた機会主義者であり、敗戦後の自身の将来を確実なものとするべく、すんでのところこの運動から立ち去ろうとしたのだった。

ハイリヒの部下のひとり、1945年4月9日に偶然、知り合いの工場主に出くわした。その工場主は、アメリカ軍から自分の村を防衛することに、何の意味があるのか懐疑

的だった。これを聞きつけたナチ党幹部は、工場主に非難の言葉を浴びせた。「貴様らは上手くいっているあいだは、大声で『ハイル・ヒトラー』と叫んでも叫び足りないぐらいだったのに、今じゃもう愛想を尽かしちまったんだな。」<sup>2</sup>そして彼はSA隊員に指示を出し、この工場主を射殺させたのだった。

ベルトルト・ハイリヒは1931年5月、16歳のときにすでにSAに入隊し、その後すぐにナチ党への入党も果たしている。1933年8月以降、彼はヒトラー・ユーゲントと党のためにさまざまな役職を渡り歩いた。そして1943年初頭に独ソ戦への出撃で負傷し、受勲とともに戦場から帰還したのち、1944年からヒルデスハイムのナチ党管区指導者を務めることになる。事件の起きた1945年4月、彼は加害者らに対して次のように宣言している。立場の定まらないナチ党員を処罰することで、ハードさと確固たる決意を表明せねばならない、と。

加害者らは多くの場合、犯行現場に遺体を置き去りにした。その際、遺体には「人狼部隊 [Der Werwolf]」と書かれたボール紙製の掲示板が添えられた。それを見た住民たちは、ヒムラー率いるSSの手でごく小規模に組織され、1945年4月以降はゲッベルスにより大々的に宣伝され、にもかかわらず、実際には存在しなかった同名のナチ地下運動が、ブラウンシュヴァイクで活動していると思い込んだようだ<sup>3</sup>。1945年4月11日、ハイリヒもまた現地の有線放送を使い、「人狼部隊」は腰抜けどもを処罰する、見せしめはすでに始まっているのだ、と宣言した<sup>4</sup>。ハイリヒとその信奉者たちが市内から逃走したのは、それからわずか数時間後のことだった。

1945年春にナチ体制は黙示録的な終焉を迎えた。何十万というドイツ兵と連合軍の兵士が、終戦間際の最後の数ヶ月間に戦死した。何万という強制収容所の囚人が、死の行進のさなかに命を奪われた。彼らは往々にして、あと数日ないし数時間生き延びていれば、連合国の手で解放されたはずの人びとだった。何千という外国人強制労働者

が、SSや警察、国防軍の部隊、そして国民突撃隊の手で殺害された。何千というドイツ兵と一般市民が、国防軍の即決裁判の犠牲者となった。それは戦争の最後の一日まで部隊を将校の統制下にとどめ置くための方策だった<sup>5</sup>。

私が本稿で取り上げる、終戦間際の最後の数週間における暴力の断片は、量的な点でいえば最も小規模な部類に属する。ただしそこでは、確かに千人を下回る規模ではあるものの、百人以上ものドイツの一般市民が、ナチ党の地元活動家の手によって、最後の数ヶ月のうちに殺害されたのである<sup>6</sup>。従来の説明方法としては、こうした事件の加害者に、没落に瀕して自暴自棄に振る舞うようになった無法者、あるいは倒錯した狂信者、ないしはあらゆる手段を使い、数日でも長く自らの支配を維持しようとしたシニカルな権力者を見出すのが常だった<sup>7</sup>。しかしそのような叙述は、1940年代後半から1950年代前半にかけて、西ドイツの法廷や世論を通じ支配的となった解釈を再生産しているにすぎない。この種の殺人は当時、まさにナチ体制が自民族に行使したテロの典型とみなされていたのである。

ファナティズム、非合理主義、ないしは世界が終わってしまうのだという、攻撃性へと転化した雰囲気——こうした個々のファクターは、いかなる事例を扱う場合でも、そのつど慎重に検討されるべき、意義ある役割を担ってきたと推察される。そしてその意味において、確かにこれらのファクターは重要な説明因子 [Erklärungselemente] といえよう。ただ、もし仮にこうした個々のファクターを参照するだけで、ベルトルト・ハイリヒの機動襲撃班がとったあのような行動を十分説明できるのであれば、その行動は全体として、第二次世界大戦最後の数ヶ月における、これとって関心を寄せられることのないひとコマに過ぎなくなるし、また量的な面だけでなく、質的な面においても、どちらかといえば意味のないものとなるだろう。

私は本稿において、そうした解釈とはまったく別の解釈を提示してみたい。議論の対象となるのは、ナチの「民族共同体 [Volksgemeinschaft]」がドイツの戦後社会で変容を遂げる際、これまで述べたような暴力行為と同程度に、終戦直後におけるその受容も重要なファクターをなした、という点である。連合国やかつての迫害の被害者が不信をもったように、そこではほとんど誰も、自分は実のところナチでなかったと主張したのだ。

こうした暴力の分析から明らかなのは、戦時下における最後の一年間が経過する中で、ドイツ社会の多数派が徐々にナチズムから距離をとり、「民族共同体」からこっそりと撤退していったことである。深まりゆく自らの孤立、さらには衰退を自覚したナチ運動の中核グループは、1945年初頭以降、離脱していく「民族同胞」に対してますます情け容赦のない態度をとるようになった。そのような態度は一方において、こうした社会現象としてのセルフ非ナチ化

[Selbstentnazifizierung] の帰結であったし、また他方では、そのセルフ非ナチ化を決定的に促したのである。

歴史学者のクラウス＝ディートマー・ヘンケは、当該の暴力行為を「『非ナチ化過程』経験的ショック」として特徴づけており<sup>8</sup>、また政治学者のヘルフリート・ミュンクラーは、連合国の進駐によってその都度もたらされたナチ支配の地域的終焉よりも、「権力崩壊 [Machtzerfall]」（これはヘッセン州の小都市フリートバルクの終戦に関するミュンクラーの研究のタイトルである）プロセスの方が先行していた、とのテーゼを打ち出している。そしてこのような分析は、ナチズムという全体現象に対する、まったく独自のパースペクティブを可能にしたとされる。すなわち、第二次世界大戦の最後の数ヶ月間に起きた出来事について、ミュンクラーは次のような指摘をおこなっている。「ナチ党は、1933年以前のナチ党と1933年以降のナチ党が渾然一体となった状態から、ふたたびそれぞれの要素へと分解していったのである。」<sup>9</sup>

1945年にナチがドイツの一般市民に行使した（ブラウンシュヴァイクの事例にみられるような）暴力行為のイニシアティブは、奇妙なほど多くの場合、ナチ党という「アマalgam」における特殊な要素、つまりはその「古参闘士」を担い手とするものだった。この点から浮かび上がるのは、1944年半ば以降のナチ体制の権力崩壊とドイツ社会のセルフ非ナチ化、ならびにナチ運動の歴史的中核においてますます深まっていった孤立と自己隔離をてがかりとしながら、研究をおこなうというアプローチである。

私は第一に、このテーマをナチズムの歴史に関する目下の研究状況の中に位置づけたうえで、第二に、1944/45年の時点でなお確信的なナチだった人びとの手による、同時代の自己描写をてがかりとしながら、権力崩壊に関する彼らの自己認識を素描していく。それは第三に、ナチ党の活動家がドイツの一般市民に行使した1945年春の暴力を、こうした背景のもとに分析し、また加害者が自らの行為を同時代においてどのように意味づけたのかを問うためである。

その際、私が打ち出したいのは、1945年春に「古参闘士」がドイツの一般市民に行使した暴力について、次のような説明が可能であるとのテーゼである。すなわち、そうした暴力は一方で、1933年以前のナチ党における内政上の「闘争期」経験に由来し、また他方では、「古参闘士」のミリューで広まった将来への期待にも由来しているのだ、と。ここでの期待とは、近々訪れる敗戦が1920年代初頭のような戦後状況をもたらし、そこで新たな急進ナショナリストの運動が成立し、権力をめぐり闘争を繰り広げられるだろう、というものだった。

そして最後に、私は第四の段階として、1945年以降、西ドイツの司法と公論によって究明された暴力行為の総括に

視点を移し、さらには反ナチズムという連邦共和国の建国コンセンサスにとって、そうした総括がもつ意味を問うこととしたい。

### カリスマ的共同体と民族共同体

ナチズムの歴史に関する研究は近年、ふたつの概念に特徴づけられている。ひとつは「カリスマ的支配」の概念（とともに、そこに「新しき国家性 [neue Staatlichkeit]」というモデルを付け加えようという提案）であり、もうひとつは「民族共同体」の概念である。「民族共同体」は長いあいだ、とりわけイデオロギー批判の観点から「誤った意識」とされており、それが有する迷妄説的な性格について、階級状況の連続性を示す社会統計学的なデータとともに立証されてきた。これに対し最近の研究は、民族共同体という〈誓約〉のもつ長期的な結合力や、それが生み出した擬似的な日常経験としてのメディア演出に力点を置き、さらには、そこから排除された人びとに対する集団的暴力の実践において、まさしく「民族共同体」が成立した、との主張を強く打ち出している。それは例えば、ミヒャエル・ヴィルトが〈自己への権限付与としての民族共同体〉に関する研究でおこなったことである<sup>10</sup>。

こうしたパースペクティヴに立つ場合、1945年春という時期はアンビヴァレントな様相を呈してくる。つまり一方では、死の行進を強制された強制収容所の囚人に対し、戸口で新たに繰り広げられた集団的暴力が、行動共同体としての民族共同体をもう一度再現する。しかし他方においては、ナチ党幹部がドイツの一般市民に向けて行使した暴力が、感情的結びつきによって統合された「民族共同体」の存続を否認したのである<sup>11</sup>。

イアン・カーショー、ハンス＝ウルリヒ・ヴェーラー、そしてドルフ・ヘルプストといった面々が最も強く主張したように、マックス・ヴェーバーから借用したカリスマ的支配のモデルを駆使することにより、ナチズムの支配体制を独裁制とするか、それとも多頭制とするかをめぐる長い論争をくぐり抜け、研究はさしあたり、明らかに合意可能な基盤を見つけ出した<sup>12</sup>。そこでの考察においては、アドルフ・ヒトラーの軽薄な人柄はさほど問題とされず、それよりむしろ、想像されたカリスマ的指導者とドイツ社会とが織りなす相互作用の方に力点が置かれた。そのような相互作用は、社会の大部分の人びとが抱いた欲望、つまりは、実存的な危機として知覚された近代の中で——ヘルプストが言うところの——「ドイツの救世主」にその身を預けたい、という欲望のうえに成り立つものだった。

こうした相互作用において中心的役割を担ったグループについては、ヴェーバーに倣い、ヒトラーの「カリスマ的共同体」とみなすことが可能である<sup>13</sup>。「信奉者」からな

る緊密なグループこそが、1920年代初頭にヒトラーのカリスマ性を捏造し、宣伝したのであった<sup>14</sup>。1933年以降、そのグループは伝統的国家機構を特殊ナチ的な、国家的なるものへと変貌させた。そこでは、官僚制的な組織形態と「運動」の要素が混交され、これによりカリスマ的支配を比較的長期にわたり存続させることが可能となった<sup>15</sup>。また同時に、こうした支配体制の破壊的力学を支えた要素として特筆すべきは、「総統」の思し召しを執行するにとどまらず、それを前もって察知し、自ら実現していくカリスマ的信奉者集団の決然たる態度である<sup>16</sup>。

むろん、その自己理解と機能から、ヒトラーのカリスマ的共同体として定義しようと考えられたグループについては、それがどの程度の範囲をもつかで、研究ごとにかなりイメージが異なっている。例えば、そうしたグループは時折、ヒトラーとの親密な人間関係を足がかりとしながら、ナチ運動やナチ国家での上がった人びとから構成される、ごく狭小なサークルと同一視される。この場合、グループの範囲は数の上では3桁にとどまることになる。これに対し、他の研究者はカリスマ的共同体の境界線をより広く設定するか、ないしはそのような境界設定それ自体を断念している。

私自身はヒトラーのカリスマ的共同体を、およそ85万人の規模をもった、いわゆる「古参闘士」のグループとして広く位置づけることを提唱したい。彼らは1933年1月の段階ですでにナチ党に入党しており、早くもその6ヶ月後には党内における少数派となった。そして1945年の初めには、ナチ党の全構成員のうちわずか10%以下にとどまったのである<sup>17</sup>。当然ながら、こうした初期からの信奉者が全員、ヒトラーと親密な人間関係を築いていたわけではない。けれどもナチのプロパガンダ国家は、1933年以前も以降も、莫大な資金を費やすことで、そうしたヴァーチャルな親密さともいえる関係を演出したのであり、その限りにおいては、ヴァーチャルな共同体についても語る事が可能だろう。1933年以前のいわゆる「闘争期」にナチ党に参加した人間は、比喩的な意味でヒトラーと肩を並べて闘争し、それによって——ヒトラーと実際に個人として出会ったことがない場合ですら——ナチ的な理解において、彼の信奉者となったのである。

これまでの研究は「古参闘士」を扱う際、その検討対象を主に「闘争期」における役割、ないしは1933年以降の支配体制改造に対する、彼らの決定的な関与に限定してきた。それは1930年代半ば以降のナチ党組織の歴史に関するわれわれの知見が、その他の時代に比べて依然乏しい状況にあるのと同様である<sup>18</sup>。ある現象を検討しないとき、歴史学者がおこなう古典的な言い訳は、確たる史料が不足しているというものだ。この傾向はまさに、第二次世界大戦末期という時代に顕著である。すなわち、党史に関する

潜在的に興味深い側面が数多く存在するにもかかわらず、それらが文書として結実しないのである。加えて、終戦時には膨大な数の書類が処分されたし、また1945年以降に自伝的な自己研究を推進しようとした「古参闘士」の動きも、ごくわずかなものにとどまった<sup>19</sup>。

にもかかわらず私は、「古参闘士」のテキストと行為を体系的に分析していけば、戦争の最後の一年におけるカリスマ的なナチ共同体の展開を、その根本的特徴において検討することが可能だと確信している。すなわち、この共同体の構成員たちは、そうしたテキストと行為において、互いに自らの現状解釈と自己描写を交わすことに執心し、また同時に、自分たちの共同体を経験共同体として再生しようと試みたのである。

### 「闘争期」の現前化

確信的なナチが最後の瞬間、自身の共同体に向けた省察は、実に多様な様相を呈している。第一に、宣伝省とナチの地元当局は戦争の最後の数ヶ月にわたって、党の活動家に向けた集会活動を増大させ、またそれと同時に、活動家のみを対象とした通知、ビラ、新聞の作成に力を入れた<sup>20</sup>。「そもそも私が现阶段でより重要だと考えているのは」と、宣伝大臣ヨーゼフ・ゲッベルスは1944年11月末に書き留めている。「党指導層の前で、何もかも包み隠さずに話すことである」。お互いにおおっぴらに話せば、まるで「闘争期に戻った」かのように感じるだろう、と<sup>21</sup>。

その数ヶ月前の1944年8月3日、ゲッベルスはすでにポーゼンの大管区指導者会議における演説で、「古参闘士」の新たな前衛としての役割について訴えていた。1933年以前の「闘争期」において幾度となくそうだったように、われわれは改めて「生きるか死ぬかの危機」に直面しているのだ、と大管区指導者らに打ち明けた彼は、ナチ党の「革命的高揚」の復活を次のようにアピールした。「国民社会主義者は今やふたたび問題を突きつけられている。国民社会主義者は今やふたたび決断するだろう。民族 [Nation] をどう導くのかを。」<sup>22</sup> ゲッベルスはここで、「国民社会主義者」をおよそすべての党員ではなく、「古参闘士」の中核を軸に形成されうるような、活動家集団の一部として理解していた。ゲッベルスが要求するのは、党機構が「根源的な原器 [primitives Urmaß]」、つまりは「古参の即興演説家」と「古参の戦友」にまで縮小されねばならないということだ。ゲッベルス曰く、そうした人びとは目下の危機に際して、1933年以前の自身の経験にもとづきながら、動じることなく対応し、むしろそれどころか「絶好調」といえる状態にまで達したのだ、と<sup>23</sup>。

1944年の晩夏以降、ナチ党指導部が「古参闘士」に向けて発しようとしたのは、彼らが特権的な地位を要求して

も一向に構わないし、むしろかつてナチズムを政権の座に就かせた際のエネルギーを再度発揮することで、そうした地位を手に入れねばならない、というメッセージだった。ヒロイズムという集団的経験を主張することで、カリスマ的共同体を統合しようという試みは、いわばテーマ的な面でも当該テキストの中心部分を占めていた。ナチ体制が目下抱える存立の危機は、常に「闘争期」とのアナロジーに置かれる。「闘争期」のナチ党員は、ドイツ人の大多数から理解されないまま、先行き不透明な状況に絶えず身を置いていたとされる。しかしながら、自らの指導者を信頼し、不屈の意志を携えながら、動じることなく闘争し、最終的に勝利を手にしたというのである<sup>24</sup>。

1933年以前のナチ党が幾度となく体験し、そしてドイツが目下体験しているとされる実存的な危機について、ヒトラーは1944年11月9日の宣言で、党友に向けて次のようにそぶいている。この状況はまさに「幸運」かもしれない。「なぜならそうした危機が、軽薄きわまりない輩を党から削ぎ落としたからだ。奴らは単なる金魚のフン [Mitläufer] に過ぎなかつたらうが、にもかかわらず、勝利の日には最も騒々しく英雄を気取ったことだろう」<sup>25</sup>。1945年初頭、ヒトラーは「古参闘士」が最後までもつ特別な義務を、幾度となくアピールした。彼は全国民に向けられた1945年1月30日の最後のラジオ演説にて、指導者、そして預言者たる自らの役割を前面に押し出す一方で、党友に対しておこなった1945年2月24日の党綱領発布25周年記念宣言においては、次の点を強調している。すなわち、1920年に「まったく無名の人物」として「一致団結した敵の世界」に対する闘争を開始したのは、自分ひとりだけではない。初期ナチ党員の全員が「名もなき人びと」として、最終的には「粘り強さと、何事にも動じない固い意志」を発揮しながら、「完全に崩壊状態にあった民族 [Volk]」を味方につけたのだ、と<sup>26</sup>。ヒトラーは同じ宣言で、「古参闘士」に向けて「臆病をさらけだしたり、闘争をサボタージュしたりする輩は、ひとり残らず始末する」ように、とかなり具体的な命令を下している<sup>27</sup>。

党の官房長官であるマルティン・ボルマンは、総統の思想について、1945年2月24日のナチ党員向けの布告において次のように述べている。目下の状況において、またもや「価値あるものと無価値なもの」が選別されている。「今やわれわれが打算的な金魚のフン [Mitläufer] だったのか、それとも私心なき信奉者なのかが決せられる時だ」と<sup>28</sup>。

ところで、1944年から1945年にかけては、ナチ自身の共同体がもつ脆弱性を証明するようなそれ以前の経験が、ごく頻繁にテーマとして取り上げられた。例えば、ヒトラーとグレゴール・シュトラッサーとのあいだに勃発した1932年秋の抗争がその典型であるが、そのような経験はベテランのナチ党支持者が目下弱気に取り憑かれているこ

とのアナロジーとして利用された。すなわち、シュトラッサーのような輩の「裏切り」は、1933年1月30日の勝利をもって、最終的にそれが誤った決断だと証明されたのだ、と<sup>29</sup>。

このような現実からかけ離れた呪文の言葉は、1945年において、その受け手に対しある程度の影響力を発揮したと思われる。というのも、その呪文は過去10年以上ものあいだ、ナチ党のコミュニケイティヴな記憶において涵養されてきたのと同じように、定型句と結びつく（そしてそれをアクチュアル化する）ことに成功したからである。こうした関係から歴史学者フランク・パヨールは、ナチ党の性格を「組織化された自己憐憫の党」と的確に表現しており<sup>30</sup>、また社会学者クリストフ・シュミットは、ナチ時代に作成された「古参闘士」の履歴書をてがかりとして、「ここでの叙述は、敵に全面包囲され、絶えず迫害され追い回されているという、錯覚にとりつかれたような報告に類する」と指摘している<sup>31</sup>。

初期ナチ党員の犠牲者の歴史は、キリスト教の殉教説話と非常に似通っており、1918年の革命を機に始まる。そしてそのような犠牲者の歴史という神話は、1933年の権力掌握以降、各支部のナチ党幹部、そして「古参闘士」の手により定期的に紡がれた。とりわけ1923年11月9日の一揆の企てを祝うべく、毎年開催される記念式典においては、こうした神話が儀式的に表現され、それを通じて「運動の信念に殉じた人びと」が追悼された<sup>32</sup>。ミュンヘンで毎年壮麗な行進がとりおこなわれ、ヒトラーがビュルガーブローイケラーで最初期の同志を前に演説をおこなう中、ナチ党の地区[Ortsgruppe]や管区[Kreisgruppe]は、帝国全土で祝典を開催した。各支部はそこで、1923年のミュンヘンにおける死者だけでなく、場合によっては1933年以前に自分たちの地元で命を落としたナチ党員への追悼をもおこなった。こうした犠牲者神話は1933年以降、日常生活においてはとりわけ、国務や都市、ゲマインデ、ないしはそこでの（路面電車や水道、墓場をも含めた）公共事業における、何十万という「古参闘士」の立場を正当化することに貢献した。

1944年秋以降、ナチ党の幹部と活動家を対象としたプロパガンダは、1933年以前のナチ党における自称数千人もの「流血の犠牲者」——ひどくグロテスクな誇張である——の記憶を呼び覚ますことに、尋常でないほどに力を入れた<sup>33</sup>。この結果、プロパガンダの対象者たちは、自分たちが目下同じような犠牲を払っているとの心持ちになり、またさらには、自分たちの生命を脅かすと思われる敵が、連合国のみならず（1933年以前と同じように）ドイツ社会内部の敵対者の中にも存在していると思ひ込んだ。こうした省察の中では、目下の戦争に敗北するかもしれないという考えは、完全なタブーとはならなかった<sup>34</sup>。そのようなパース

ペクティヴにおいて、1918年11月の終戦が国民的なカストロフとして浮上してきたのは、何も当時のドイツが（目下の状況と同じように）圧倒的な物量を誇る外敵に軍事的な点で劣っていたからではない。むしろ、1945年に繰り返してはならないとされた本当のカストロフとは、まずもって革命であり、さらには塹壕で生まれた「民族共同体」の崩壊であった。ただし、「古参闘士」の本来の役目は、こうしたナチ党初期の共同体を再活性化させることにあるとされた。目下の戦争が先の戦争と同じく敗戦に終わったとしても、その終焉は決して、革命や「民族共同体」の崩壊によってもたらされてはならなかったのだ<sup>35</sup>。

革命なき敗戦後の未来に向けて、SS人事本部に勤務するアルフレート・フランケ＝グリークシュ大佐[Standartenführer Alfred Franke-Grieksch]は、1945年4月初旬に「ドイツ自由運動（民族同胞運動）[Deutsche Freiheitsbewegung (volksge-nössische Bewegung)]」と名乗る新たなナチ政党の綱領を起草した。その草稿によると、この政党は「古き国民社会主義運動の中から生じ」ながらも、メンバーは戦闘的な中核部分に限定されねばならないという。その際、綱領の作成者は明らかに、ナチ的な自己理解にもとづく形で、1918年以降にナチズムが胎動する契機となった経験のリフレインを念頭に追っていた。すなわち、「最も深い暗闇と苦しみの只中にありながらも[…]ドイツ自由運動の男たちは、あらゆる絶望、失意、目的の喪失、祖国への裏切りに対する」、「異民族の抑圧の軛」に対する、そして「分離主義」に対する「闘争を繰り返しているのだ」、と。最後の「分離主義」については、一方で1920年前後に起きたライン地方の分離主義運動を指しており、他方で1945年に西部ドイツの人びとが示した、アメリカ軍に対する——ナチの視点からみれば——きわめてポジティブな態度のことを指している<sup>36</sup>。

第二の史料群をなすのは、SS保安部（つまりはSD）が1938年以降、ナチ指導部に対しておこなった、民情の変遷に関する報告である。数万人にもものぼるSDの情報提供者は、自らの周囲で広まっている意見を定期的に文書に記録した。これをもとに、地域の出先機関、最終的にはベルリンの中央機関で勤務するSDの本部職員がムードを素描した。

このSD報告に対する研究のスタンスは、史料批判にもとづく懐疑的な態度と、時としてほとんど開き直ったような希望的観測とのあいだで揺れ動いている。ここでいう希望的観測とは、もはや公論とは呼べないようなナチ時代の世論について、信頼のおける史料が他に存在しない事実を鑑み、少なくとも「帝国民情報告[Meldungen aus dem Reich]」を使うことで、ごくごくふつうのドイツ人の頭の中を、断片的にはあれ覗き見ることができるのではないか、というものである<sup>37</sup>。こうしたテキストをめぐる史料

批判は、まさに古典的な問題であり、テキストの成立条件や作成者とその観測範囲、世界観的な特徴や影響力、さらには史料類型の規則、そして言葉で表現しうることの限界性を問うことにつながる。そしてそのような問いを立てるのであれば、SD報告を民情の反映として解釈する立場に与することは、ほとんど不可能となる。

とはいえ、SD報告が決して価値をもたないというわけではない。われわれはむしろこのテキストを、作成者集団による現状解釈のドキュメントとして分析すべきだろう<sup>38</sup>。原資料を提供する情報提供者と同じく、SDの事務所で勤務する報告書の編纂者もまた、ナチ・ミリューの中核を担っていた。1944/45年に、彼らは報告書で自らを「積極的なサークル」<sup>39</sup>、「政治的に自覚し思考する民族同胞」<sup>40</sup>、あるいは「『揺るぎない』とみなされる国民のごくわずかな部分」<sup>41</sup>などの概念を用いて描いた。確かにわれわれは、作成者一人ひとりが「本当は」何を考えていたのか、またさらにいうなれば、ナチズムの中核グループの内部で、現状の解釈についてどのような話し合いがおこなわれたのかを、この報告書から再構成することはできない。したがって私としては、これらの史料をナチズム内部の意思疎通のプロセスとして読むことが、納得のゆく読み方のように思われる。では、この読み方を実践すると、SDの報告書から何がわかるのだろうか。

まずもって、1944年8月までの報告書が証明するように、自らがドイツ国民の大部分と調和しているのだ、という執筆者の過剰な思い込みを指摘することができる。確かにSDのナチ活動家は、1944年春の段階ですでに、国民が意気消沈し、懐疑的で、将来への不安に苛まれていると認識していた。しかしまた、連合国のフランス上陸が戦争の勝敗を早急に決するだろうという予期を、国民と共有してもいた<sup>42</sup>。ノルマンディー上陸作戦の2日後である1944年6月8日、SDが報告したところによると、「こうした決定に耐え抜こうとする意志」が「いたるところで」支配的な影響力を及ぼしていた。

もちろんSD報告の作成者は、自分たちが代表的な立場を務めるグループとそれ以外の国民とのあいだに亀裂が生じていると気づいており、それを次のように示唆している。「民族同胞の大部分は充足感と喜びに浸っている。なぜなら、成功した侵攻のなかに、それでもどういふわけか、ある決定が迫っていることが察知されるからである。積極的なサークルは、われわれが上陸してきた敵を追い払うことができるだろうとはほぼ確信しており、そこに戦争に勝利する可能性をみいだしている。それ以外の民族同胞は、それでも侵攻が成功すれば、戦争がじきに終わるのだと自らに言い聞かせている。」<sup>43</sup>

報告書はそれから、段々と縮小していくグループ——そこには報告書の作成者たちも含まれる——の基本的態度と

して定着した楽観主義と、(1944年6月25日付報告書の表現を借りれば)「広範な大衆のなかに」確認できる「状況を批判的かつ悲観主義的に」把握する「傾向」とのあいだに生じた二元性を指摘し、週を追うごとにますますその点を強調するようになった<sup>44</sup>。そうした描写が実際のところ、当時国民のあいだで支配的だった空気の流れをどの程度反映していたのか——この点については、方法論的にしっかりとした形で評価することが不可能である。しかし「民情報告」からは、確信的なナチが1944年夏以降、ドイツ民族への影響力を失っていく自分たちのことを、ドイツ民族内部の少数派として認識していく過程を把握することができる。

注目すべきことに、民情に関する懐疑的な叙述は、この当時からとある指摘と分かちがたく結びついていた。それは、厭戦気分に入った一部国民のあいだに、敗戦すら生き延びることができるとの確信が広まっていた、というものだ。例えば1944年8月17日付のSD報告によると、「農村部の住民」は「自らを酷使することがもはや何の価値ももたず、それどころか無駄でさえある」と考えており、「さらにいえば、農民は誰からも必要とされていないため、そうした酷使に晒されることはほとんどないのだ」と確信していたという<sup>45</sup>。

SDが作成した1945年3月付の二つの民情報告書については、結局のところ、それまでまだ信奉の姿勢を保っていたナチ共同体の内部において、自暴自棄が蔓延していく様子を記録したドキュメントとして読むことができる。ナチ党の地元幹部は、報告書の作成者が断言するところでは、孤立感に苛まれていたという。国民はもはや動員不可能なほど「冷淡になっている」とされ、「言うことを聞くそぶりすらほとんど見せない」のであった<sup>46</sup>。党の地元職員は「事あるごとに、自分たちと広範な国民大衆との間の溝を感じとっているようだ。例えば、制服のまま街頭に出る、あるいは交通機関に乗ったとき、彼らはそこで、民族同胞からの敵意を察知したのである」<sup>47</sup>。

1945年2月24日付のヒトラーの布告に対しては、党の幹部ですら「総統はまたもや予言をなさっている」とのコメントを投げかけている<sup>48</sup>。また1945年3月末の最後の報告書には、次のような反抗的なコメントが残されている。皆「理念と総統に従って」いる。しかし、「わが国の数ある制服のうち、いずれかを身に着ける者は、誰であろうと、他の民族同胞が抱くのと同じ疑問、疑念、そして感情を引きずっているのである」<sup>49</sup>。統一的な方針については、もはや話題にものぼらない。つまり「誰しもが自分自身の観点と意見をもって自立的に動いている」のだ<sup>50</sup>。

報告書の作成者たちはその一方で、ナチ党員としてのアイデンティティに固執し続けた。彼らは1945年3月末の段階に至ってなお、自らを「国民社会主義に従う者」だと単

純に定義している。その理由は、敗戦後の状況について、「つきつめてみれば、ひょっとするとそれほど悪いものでもないかもしれない」と国民の大部分が気分を落ち着かせる中であって、彼ら自身は「われわれの目の前に最大級の国民的破局が待ち受けている」ことを自覚していたからだとされる<sup>51</sup>。

カリスマ的なナチ共同体の自己解釈を分析する際、有益となる第三の史料は、ヨーゼフ・ゲッベルスの日記である。ゲッベルスはこの日記を、明らかに後世の人びとに読まれることを意識して口述筆記させている。したがって、歴史学者がこれを史料批判にもとづき注意深く取り扱うのは、ごく当然のことである。ただ、ゲッベルスが自らの現状について、いかなる解釈を後世に伝えようとしたのかに関心を寄せる場合、こうした記録は、その受け手がどこに設定されたかを確認することによって、とたんに有益な史料へと変貌する。というのも、戦争の最後の数ヶ月間、ゲッベルスが自らのメッセージの宛先にふさわしい後世の存在として念頭に置いたのは、急進ナショナリストの運動だったからである。つまるところゲッベルスは、国民全体と、1945年4月初頭に自らが命名したような「頑固な政治的少数派」とのあいだの関係性の変化を描き出したのであり、さらには、そうした少数派勢力の瓦解とさらなる減少についても記述している。その際、彼はこのような記述が未来のナチ共同体を構成するうえでの自己理解を促すと考えていた<sup>52</sup>。

ゲッベルス的な状況認識の輪郭ははっきりとしている。すなわち、ゲッベルスは1944年の夏から秋にかけての時期、ナチ活動家が1933年以前の闘争期の経験へと立ち返り、それにもとづく形で国民を熱狂させ、意志の力によって状況を無理にでも好転させることができると、この期に及んで確信していた。ところが1945年1月にソヴィエト軍の攻勢が始まって以降、彼が描くようになったのは、ただ非力であるだけでなく、厭戦気分ゆえに決戦をサボタージュするような国民の姿であった。それゆえゲッベルスは、1945年2月初頭において、ナチ活動家たるもの「ブルジョワ的思考の最後の残骸を […] 捨て去る」べきであり、また（レニングラードならびにモスクワの防衛戦に際するボルシェヴィキの姿を手本とする形で）「住民に対して無慈悲に」振る舞わねばならないと説いたのであった<sup>53</sup>。1945年3月末のメモには、「状況は今や、われわれが指導の面でも、また服従の面でも闘争し、耐え抜き、直立不動であるかどうかにかかっている。革命的に思考すること、そしてとりわけ、革命的に振る舞うことが求められているのだ」と記されている<sup>54</sup>。

しかしながら、この大臣はナチ党幹部の中にも弱気と裏切りが広まっていることを、いよいよ認めざるをえなくなった。敵地においては、戦闘の意欲を見せる一部のナチ

活動家と、「臆病者や変節漢」がそれぞれ分裂を始めており、後者は戦友を「恥知らずにも見殺しにし」、前線だけでなく、共同体それ自体からも逃亡したとされる<sup>55</sup>。「今や党友の多くがぐらついており」、そればかりか、運動全体が「妥協路線」へと歩みを進めているという<sup>56</sup>。1945年4月初頭、ゲッベルスはすでにナチ党員の大部分がナチズムから離れていったと考えていた。今や彼は、新たに結成された「人狼部隊」が効果的なパルチザン戦を展開できないにしても、ごく少数の「活動家を帝国全土において強固な共同体へとつなぎとめ」、「革命的精神」に満ち溢れさせることに期待を寄せるほかなかった<sup>57</sup>。

第二次世界大戦末期における「古参闘士」の内部事情について、以上のような診断を総括してみると、そこではあるグループの姿が浮かび上がってくる。それはまずもって、社会の内部で世論形成を担うという特権的立場を失い、自分たちがますます国民の多数派から孤立していると考え、またそうした観点を記録として残したグループである。「古参闘士」の眼前に広がっていたのは、自分たちがパーリア（賤民）の烙印を押される未来であった。またその一方で、「古参闘士」の側から見ると、1933年以降に機会主義的な動機からナチ党に押し寄せた「3月の入党者」〔訳註：1933年3月5日の国会選挙を機にナチ党に入党した人びと〕は、何らかの闘争を経ずに機能エリートとしての立場を手に入れ、将来的にもそのポジションを維持することに再度成功するだろうとみられた。

こうした社会的孤立は、運動の中核においてすら共同体形成の絆が弱まっている（「誰もが自立的に動いている」）といった洞察をともないながら、党にとどまった残りのナチ活動家の態度をぐらつかせ、攻撃性と諦念とのあいだで揺れ動く不安定な状態へと追い込んだ。そしてこうした諦念に対抗すべく、彼らは「闘争期」の経験から導き出した次のような期待を募らせていった。すなわち、革命的精神を抱き続け、敗戦を迎えてなお「民族共同体」という概念に命を吹き込み続ければ、敗戦後においてもナチズムの復活は可能である、と。その際、彼らは必要とあらば暴力も辞さないと考えていた。

## 予見された内戦とそこでの暴力

以上のような背景から、今度は考察の第三段階として、1945年を通じ、ナチ活動家がドイツの一般市民に行使した暴力行為を分析する必要がある。ここでは事例として、ある事件から考察を始めてみよう。この事件をめぐる司法処理は、1945年以降、最も世間の注目を集めることになった。それはいわゆる「ペンツベルク殺戮の夜 [Penzberger Mordnacht]」事件であり、その主犯はハンス・ツェーバーライン [Hans Zöberlein] という人物だった。

ツェーバーラインはさまざまな点で「古参闘士」のプロトタイプだった。1895年に生まれた彼は、第一次世界大戦に兵士として参加し、大戦後も市民生活に回帰することはなかった。まずミュンヘンで義勇軍 [Freikorps] の活動に従事した彼は、その後1921年にナチ党への入党を果たしている。党員番号は869番だった。さらに2年後、ヒトラー一揆に参加してからは、小説家へと転身し、義勇軍の叙事詩を中心に執筆活動をおこなった。そこで彼は、このパラミリタリ部隊が第一次世界大戦後の数年間にわたり、ドイツ左翼を相手に繰り広げた内戦を、ナチズムの前史として描いたのである<sup>58</sup>。

ナチ体制がツェーバーラインのことを放っておくはずもなく、1933年からはミュンヘン市役所に雇い入れることで彼の生活を支え、また彼の小説にヒトラーの序文をつけ加えることで商業的成功へと導いた。SAにおいては大佐 [Standartenführer] にまでのぼりつめた。しかし政治的な面でいえば、ツェーバーラインにそれほど大きな影響力はなかった。1933年以降の彼は、多くの「古参闘士」と同じく、どこか風変わりな自分本位で、新国家の権力構造に簡単には馴染めない人物だと、仲間内では思われていたのである。

しかし1945年3月末になると、ミュンヘンの大管区指導者パウル・ギースラー [Paul Giesler] がツェーバーラインのことを思い出し、この義勇軍叙事詩の語り手をオーバーバイエルンのある部隊の隊長に任命した。それはナチ党の帝国組織指導者 [Reichsorganisationsleiter] であるロベルト・ライ [Robert Ley] の手で結成された「アドルフ・ヒトラー義勇軍 [Freikorps Adolf Hitler]」の部隊だった。ヴェストファーレンの「ザウアーラント義勇軍 [Freikorps Sauerland]」や「オーバーシュレージエン義勇軍 [Freikorps Oberschlesien]」などは、純粋に地域的なレヴェルで結成された義勇軍であり、大管区指導者たちは1944年末以降、それらを使うことで、選り抜かれた党友からなる独自の戦闘団を生み出した。ただ、「アドルフ・ヒトラー義勇軍」の場合はそれらとまた異なり、ナチ活動家たちの最後の動員を特殊な組織形態へと流し込む試みだった<sup>59</sup>。ライはナチ党のいくつかの大管区で、当地の大管区指導者を自身のプロジェクトに参加させることに成功した。とはいえ、各地域に分散した3,000人以上もの構成員がライの義勇軍にいたとは考えにくい。

1945年4月半ば、義勇軍の構成員を前にしたザルツブルク大管区での演説において、彼らに課せられた任務をライは次のように述べている。「ハリネズミ陣を設置し、そこでロシア人とアメリカ人が互いに衝突するのを待つ」——つまりライの義勇軍は、終局に近づいている第二次世界大戦の部隊よりも、むしろ待望の第三次世界大戦の部隊たるべきと考えられていたのである<sup>60</sup>。またそれと同時

に、こうした編隊やそれに類する編隊を「義勇軍」と呼ぶことは、それらの編隊がヴァイマル共和国初期に活動した同名のパラミリタリ部隊と同じように、外敵への攻撃に従事するだけでなく、とりわけナチズムに敵対したドイツ人に対するテロを拡散すべきである、といった主張の表現であった。

数百人を擁するツェーバーラインの部隊は、とりわけミュンヘン・ナチ党のメンバーから構成されており、彼らは市の交通・公益事業に勤務していた<sup>61</sup>。その風貌は、純粋に1920年代の義勇軍を彷彿とさせるものであった。とはいえ、彼らがそろいの軍服を意識的に着用していたわけではない。むしろ義勇軍構成員の大多数は平服であり、時には民族衣装——それは1920年前後のオーバーバイエルンの義勇軍で好まれた服装であった——を迷彩ジャケットと組み合わせる形で着用していた。この部隊は「ハンス分隊 [Gruppe Hans]」を名乗っていたが、このような自称も、その時々には部隊を統率した指揮官の名を冠するヴァイマル期義勇軍の慣例に倣ったものである<sup>62</sup>。

ミュンヘンの国防軍駐留部隊の一部は、1945年4月28日に大管区指導者ギースラーに対する一揆を企て、戦闘を回避する形でオーバーバイエルンをアメリカ軍に明け渡そうとした<sup>63</sup>。そのとき、ツェーバーラインの義勇軍はまずミュンヘンの労働者地区であるヴェストエント、それからオーバーバイエルンの炭鉱労働都市であるペンツベルクを襲撃し、双方の地で社会民主党員や коммуニストの捜索をおこなった。ペンツベルクでは、この義勇軍が少なくとも8人を殺害し、そのうちひとりには妊婦だった。殺害方法は、被害者を都市の中心部の木に吊るし、縛り首にするというものである。

ツェーバーラインはこの出撃を、内戦の始まりにおけるナチ秘密組織の行動として演出した。彼は自分がこのペンツベルクの事件に居合わせていたことを秘匿しようとした。というのも、このとき彼は自らの部隊に対し、あたかも「人狼部隊」のパルチザン部隊の如くに振る舞うことで、一般市民のあいだに恐怖を蔓延させるよう指示していたのである。ミュンヘンやペンツベルクにおける暴力行為の舞台では、ツェーバーラインの部下たちがピラ配りをおこなった。そのピラの中では、「オーバーバイエルン『人狼部隊』」が住民に対し、進駐してくる連合国軍と親交を深めることのないよう警告を発するとともに、「裏切り者や敵にこびへつらう者には皆」死が待ち受けていると脅しをかけていた。

こうしたピラは公然と、内戦の言葉遣いを用いていた。「われわれ」、つまりは「アドルフ・ヒトラーに忠誠を誓い続けてきた」（継続・反復的な過去を表す未完了過去 [Imperfekt] である点に注意が必要である）人びとに対し、「その生命を危険に晒すような罪を犯した」者は、「遅かれ

早かれ、破壊的な民衆裁判 [Haberfeldtreiben] の対象となるだろう、と<sup>64</sup>。義勇軍はむろん、アメリカ軍との戦闘に及ばなかった。むしろその構成員は、4月29日に自分たちの武器をミュンヘン南部の森の中に埋蔵し、その翌日には早くもオーバーバイエレンの遠方へと離散していったのである<sup>65</sup>。

ツェーバーラインの部隊は、右翼義勇軍がミュンヘン・レーテ共和国を流血の末に打倒した1919年の春が、あたかも1945年の春に再演されているかのようなアジテーションをおこなった。その意味でこの出来事は、終戦間際の数週間にわたりナチ体制がおこなった「内向きの内戦 [Bürgerkrieg nach innen]」（ハンス・モムゼン）として特徴づけられる広範な現象の一部であった。ただし、これを「内戦」と捉える見方は、ツェーバーラインとその共犯者によって殺害されたドイツ人被害者が、ほとんど何の暴力も振るわなかったという点において、あまり適切ではない<sup>66</sup>。

被害者については、基本的に3つのグループに分類可能である。第一に、暴力はヴァイマルの民主主義的諸政党、カトリック教会、ないしはコミュニストを代表する人びとに向けられていた。つまりここでは、地元において潜在的な対抗エリートを構成する人びとが、予防措置的に抹殺されたのである。例えばレーゲンスブルクでは1945年4月24日、大管区指導者ルートヴィヒ・ルックデシェル [Ludwig Ruckdeschel] が、イエズス会士にして司教座教会の司祭であるヨハネス・マイヤー [Johannes Maier] と並んで、当地のカトリシズムを代表する名士を公開で縛り首に処した<sup>67</sup>。

第二の、群を抜いて最大規模の被害者グループとなるのが、間近に迫る前線を目の前にしながら戦わず、自らの居住地を率先して連合軍に明け渡した一般市民である。彼らは白旗を掲げるか、戦う意志をもつヒトラー・ユーゲントのメンバーを武装解除する、ないしはその他諸々の「敗北主義」行為に及んだとされる。ナチ民族共同体からの離脱はこの場合、地元における種々の共同体の再活性化と同時並行的にみられた現象だった。生き残りたいという意欲は、今や「総統、民族、そして祖国」を生き残らせるという意欲をも上回ったのである。そして第三に、暴力は結局のところ——ブラウンシュヴァイクの事例にみられるように——ほんの数日前までナチ共同体の構成員でありながら、そこから離脱した人びとに向けられた。

関連する40を超えた判決の評価は、ヒトラーのカリスマ的共同体の構成員として、最後まで暴力的なアジテーションをおこなったナチ活動家たちのプロフィール、そして動機の在り処に注目を促す<sup>68</sup>。「狂気 [Wahnsinn]」、「自暴自棄 [Verzweiflung]」、あるいは「ファナティシズム」といった単語は、数多くの出版物で用いられながらも、ほとんど何も説明していないに等しい。代わりに重きを置くべきは、

一度時代をさかのぼって、ナチ支配体制の構造や「古参闘士」の経験共同体に目を向けるやり方である。私見では、ラインハルト・コゼレックが発展させた説明モデル——つまりは複数の主体における「経験空間 [Erfahrungsraum]」と「期待の地平 [Erwartungshorizont]」との交錯から歴史的行為を解き明かす手法——を採用することによって、病理学的診断に頼ることなく、加害者における暴力を辞さない態度 [Gewaltbereitschaft] を理解し、また説明することが可能となる。そうした態度はつまるところ、1920年以降におけるヒトラーのカリスマ的共同体の経験と、その共同体が「総統」に向けて示した模範的な基本姿勢や急進ナショナリズム、そして新たな戦後・「闘争期」に対する期待が混じり合う中で生み出されたものだった<sup>69</sup>。

ナチ体制の終焉——そして同時に、ナチ共同体の組織的な足場の終焉——は、その構成員からみれば、15年から25年にわたり馴染んできた唯一の存立形態の終焉を意味していた。戦争の継続を民族同胞や党友に拒絶されたことは、共同体の側からすれば、自らの存在そのものに対する直接的な攻撃にほかならなかったのだ。彼らは最後まで一貫して、1945年の中にかなるオルタナティヴも見出さなかった。ただし、とりわけその期待の地平は、ある確信のもとに描き出されていた。それは彼らが政治参加を開始した1918年以降の経験が、1945年において再演されるとの確信である。

これとは反対に、地元のナチ幹部は、厭戦気分には沈んだ隣人を好きなようにさせておくことにした。このようなナチ幹部たちは、基本的に党だけでなく、それ以外の地域的ネットワークともつながり有するような人びと、例えば農民や村落学校の教員であった。したがって彼らは、暴力的な決戦が断念された際、そこに平和的な未来という自分たち自身にとっての好機を見出したのである<sup>70</sup>。

暴力を行使する前段階において、加害者たちは数日間、場合によっては数週間ものあいだ、空間的な面でも自らの共同体へと回帰し、社会の大部分から孤立していった。つまり彼らは、ナチの管区指導部の事務所や市庁舎において、あるいはナチ幹部のために残されていた掩体壕の中とともに夜を明かすか、ないしは「アドルフ・ヒトラー義勇軍」のような内戦の実働集団に統合されたのである。「闘争期」のロマン化は、彼らの中で規範的となるような態度を、とりわけ「総統」との関連において形づくった。そして彼らは、1940年代後半から1950年代初頭にかけて開かれた法廷においてさえ、そのような態度を再度示したのである。

たいていの場合、加害者たちの暴力行為を突き動かしていたのは、自分たちが昔とは違い「民族同胞」をもちや思い通りにできなくなっている、という具体的な経験であった。「民族同胞」とされた人びとは、禁止を振り払う形で

白旗を掲げ、対戦車障害物を取り除き、あるいはその他の行為によって、連合軍支配下の未来に順応するための準備をおこなった。これに対してナチ活動家は、いかなる未来が到来しようと、それを受け入れることができなかった。「われわれが退くとき、それは他の連中もともに退くときだ。奴らがわれわれに勝利するなどということは、あってはならない」と、ヴェッツラーの管区指導者は、ある老人を縛り首に処す前に宣言した。その老人は、アメリカ人に対して自分がナチでないことを証明しようと、その旨を記したボール紙製の看板を自宅前に掲げたのであった<sup>71</sup>。

一部では、殺害に際して1920年代のフェーメ殺人[Fememorde]のスタイルが採用され、遺体が森の中や街頭の脇に置き去りにされた。遺体には手書きのボール紙製掲示板が添えられたが、そこに記されたのは、「人狼部隊」が裏切り者全員を同じ目にあわせるという脅し文句であった。まだ体制側の統制下にあった都市では、新聞各紙が殺人について報じた。そこでは、このような殺人事件そのものが、前線地域にナチのゲリラ部隊が存在する何よりの証拠として利用されたのであった。

国民突撃隊の特別編隊の構成員は、1945年4月14日にオルデンブルク大管区指導者パウル・ヴェーゲナー[Paul Wegener]の指示のもと、ある農民を射殺した。その農民は、イギリス軍の進駐を心待ちにしていると、包み隠すことなく公言したのであった。その射殺のあと、大管区指導者は新聞雑誌において、次のような声明を発した。「ドイツ人としての自覚をもつ」名もなき「男女」が、「売国奴[Vaterlandsverräter]」に対する「民族の裁き[Volksurteil]」を口にし、「ドイツの名誉を守る復讐者」としてその執行に及んだのである、と<sup>72</sup>。ナチ・プロパガンダが伝えようとしたのは、このような殺人とそれに類する殺人が、今や見通しのきかないほどの崩壊状態に陥ったナチ国家の機構がもたらしたのではなく、むしろナチ活動家の手により自主的に結成された新たな組織の手によるものである、ということだった。そこでは、ナチ活動家はその国家をなんとか存続させ、第一次世界大戦後の数年間に範をとりつつ闘争を継続しているとされた<sup>73</sup>。

ヒトラー自身とはいえば、首相官房地下の掩体壕において、自分自身の没落、そしてドイツの没落を、後世の人びとが英雄的な自己犠牲への歩みとして理解するような「歴史的魅力をもつ出来事として演出」することに苦心していた<sup>74</sup>。そうした中、彼のあとを追って自殺するか、ないしは戦場で命を落とすような信奉者は、ごく一部にとどまった。逆に「古参闘士」の多くは、自らの地域的支配が崩壊する最後の日においてなお、その翌日に自らが逃亡をはかることを理由として、政治的な敵対者や敗北主義者とみられる人びとを殺害し、その行為に何の矛盾も感じていなかった。ただし、このように一見すると矛盾する双方の行

為は、それらが次なる戦後と、それにとまなう次なる「闘争期」への移行手段として理解されていた点で、むしろ同じ意味を有していたのである<sup>75</sup>。

## あいつらのナチズム

最後に、これまで検討してきた「古参闘士」の暴力行為が、終戦をまたいでどのような意味を獲得したのかを問題とすることにしよう。第一次世界大戦後に倣い、1945年を経てなお、急進ナショナリストの大衆運動やパラミリタリの内戦部隊を新たに結成しようとしたナチ活動家の試みは、周知のとおり、すべて挫折した。一般市民に対する最後の暴力行為と、その直後に散見された現地のナチ幹部の逃亡——この組み合わせは、英雄的な没落を物語る出来事としてではなく、むしろナチズムが自民族にテロを行使するような支配体制にほかならず、また卑劣にも自民族を見殺しにしたことの明白な証拠として、その後のドイツ社会で想起され続けることになる。

例えば、1945年から1950年代末にかけて、西ドイツ法廷で繰り広げられたナチの暴力犯罪に関する裁判のうち、戦争末期の最後の数ヶ月間における加害行為を主題として扱ったものは、半数にもほった。そして一連の裁判では、ナチ党の活動家ないしはSS部隊がおこなったドイツの一般市民に対する殺人行為が、またしても中心的な話題となった。その数は、ドイツ人をナチズムの本来的な被害者として位置づけようという社会全体の欲望を物語るに十分なものであった<sup>76</sup>。

ナチ活動家がドイツの一般市民に対して振るった暴力は、クラウス＝ディートマー・ヘンケが述べたように、実際には「『非ナチ化過程の』経験的ショック」へと帰結することになる<sup>77</sup>。だが、そうした暴力事件を対象に、報道での公表をともなう形で進められた司法審理は、戦後西ドイツにおける普通の人びとのために、ここで審議された加害者と被害者の配置関係を手本としながら、自らをナチ体制の潜在的な被害者の中に位置づける機会を提供したのである。

これに対し、同時期のドイツ民主共和国(DDR)——この点については補足にとどめる——では、1933年にコミュニストや社会民主黨員への虐待ないし殺害に及んだナチへの訴訟が前景化した。そしてここでも、西ドイツとはまた異なる条件枠組みのもと、自陣営の政治的秩序を担った人びとを、ファナティックなナチスという少数派勢力に虐げられた、初期の実質的・潜在的な被害者として描くことで、その存在を正当化するという動きがみられたのである。

西ドイツの裁判は、「われわれ」対「あいつら」という二元的な座標軸を設定した。結局のところ、1945年春の段階で厭戦気分に入り、自身に直結する生活環境を破壊する

ことの無意味さを悟ったドイツ人は、すべて「われわれ」の中に組み入れられた。と同時に、このような洞察力を有していたにもかかわらず、責任感ゆえにナチの上官の言いなりになってしまった人間もまた、ドイツ人への暴力を一度たりとも行使していない限りにおいて、「われわれ」の一部となった。法廷は被害者のバイオグラフィにもとづく形で、はっきりと次のように表明した。被害者もまた多くの場合、党员という正式な意味でのナチではあったが、前線が近づき、隣人の生存が脅かされる試練に直面する中で、彼らは隣人との連帯を選び、真のナチである狂信的な「あいつら」との友情を反故にする決断を下したのだ、と。

例えば1947年のマインツ地方裁判所では、降伏もやむを得ないと考えた国民突撃隊の指導者が、1945年3月にナチ活動家から殺害されたという事件について審理がなされたが、そこでは裁判官が、ナチ党に所属していた目撃者たちの証言に、それぞれ正当な価値があると認めたのであった。殺人犯の荒々しい態度は、目撃者のあいだに嫌悪感を広めたとされ、また被害者自身もナチではあったが、狂信者と目される殺人犯とは明らかに異なり、立派な人間だったとされる<sup>78</sup>。狂信者と、党员であるなしにかかわらず立派な態度をとったドイツ人との識別は、次なる段階において、1945年以前における証言者自身の振る舞いにポジティブな新解釈を施すことを可能にした。

アルベルト・シュペアーのもと、軍備統括責任者という最も重要な役割を担っていたヴァルター・ローラント [Walter Rohland] はすでに終戦直後、イギリス占領軍政府に宛てた陳情書において、ルール地方のインフラを破壊するという急進的狂信者の計画を、自分が終戦時に阻止したのだ、との主張を展開していた。しかし彼はそれにとどまらず、ナチ党の党员を全体として2つのグループに腑分けするための契機に、この主張を利用したのである。つまり一方では、権力掌握以前の段階ですでに党に合流していたアクティヴィスティックな急進派に、しかし他方では「誠実で建設的な批判をおこなうことで」、当然「尋常でないほどの危険にその身を晒しながらも」、「党の急進的な傾向を理性的な方向へと転換させる」という目的を胸に、1933年以降ナチ党に入党した自分のような男たちに<sup>79</sup>。

本稿で取り上げた裁判手続きでは、残念ながらユダヤ人迫害が問題とされることはなかった。しかし、にもかかわらず、裁判はもし可能であれば、被告人となった1945年以前のナチ活動家たちが、そうした迫害にも加わっていたことを指摘した。その効果として生み出されたのが、アウシュヴィッツでガス殺されたユダヤ人から、1945年に自分の村を破壊することに反対の声をあげたナチ党の支部指導者までをも含んだ、たったひとつの大きな被害者グループであった<sup>80</sup>。

今や有罪判決が下された1945年春の暴力は、その後の

時代において、ドイツ社会のダマスкас体験 [訳註：『新約聖書』において、ユダヤ教徒パウロがダマスкасに向かう途中、キリスト教徒パウロへと回心したエピソードに由来] として理解された。つまりマインツ地方裁判所は、前述した事件について1947年に次のような判決を下している。「当地において、国民社会主義の明白な支持者に対して遂行されたテロ行為は、このように、純粋に学問的な意味で検証可能な事件として、ヒトラー独裁の事件、本質、性格を明らかにする機会を提供したのである」。それにより、ヒトラー独裁の犯罪的な本性が、「超党派的に、そしてわれわれの文化が数千年にわたり伝えてきた、正義という普遍的な原理原則と、倫理という永遠不滅の原理原則にもとづきながら」、疑いの余地なく証明されたのだ、と<sup>81</sup>。

この判決は、同様の事件におけるその他の判決と同じく、加害者を病的で「盲目的な思い込み」にもとづき行動した人間として描いた。彼らは——1945年の普通のドイツ人との比較において——まさに人類学的な意味で全く異なる性質をもつ存在とされたのである<sup>82</sup>。マインツの裁判官はその上さらに——とあるナチの闘争概念をアイロニカルに転用したのか、それともそれを自分のものとして習得していたのかは定かでないものの——「人間以下の党员 [Parteiuermenschen]」という言葉すら用いたのだった<sup>83</sup>。しかしこうすることで、ナチズムを全体として、「あいつら」の仕業だと理解することが可能となったのである。

このような西ドイツ社会における、かつての暴力的なエリートとの決別は、今日的な視点からナチズムの不当性を証明することにつながった。それは確かに邪な動機にもとづくものではあったが、間違いなく有効な手段ではあった。そしてわれわれはここに、ひとつの橋を見出すことができる。その橋を渡ることで、かつてのナチ「民族共同体」のメンバーは、連邦ドイツの民主主義という、川の向こう側へと足を踏み入れることができたのである。

〈付記〉本稿は、Patrick Wagner, »Die letzte Schlacht der alten Kämpfer.« Isolation, Vergemeinschaftung und Gewalt nationalsozialistischer Aktivisten in den letzten Kriegsmonaten 1945«, in: Mittelweg 36 24 (2015), H. 4, S. 25–50の全訳である。オリジナル論文は、ハンブルク社会研究所 [Hamburger Institut für Sozialforschung] の雑誌 Mittelweg 36の2015年8/9月号で組まれた特集「暴力に向き合う [Der Gewalt ins Auge sehen]」に掲載されており、本特集には著者であるヴァーグナー氏のほか、ヤン・フィリップ・レームツマ [Jan Philipp Reemtsma]、ミヒヤエル・ヴィルト [Michael Wildt]、ヴォルフガング・クネーブル [Wolfgang Knöbl]、ウルリケ・ユライト [Ulrike Jureit]、ファヴィオ・アイヒマン [Flavio Eichmann]、マティアス・ホイスラー [Matthias Häubler] といった諸氏が、それぞれ暴力をテーマとする論文やコメン

トを寄せている。

小野寺拓也氏の研究に代表されるように、近年は日本の学界でも「民族共同体」を単なるナチのスローガンとして片付けることなく、その社会的機能と経験、そして第二次世界大戦末期における変容と戦後への連続性を重視する傾向が強まっており、また「古参闘士」の問題についても大曾根悠氏がすでに検討を始めている。そうした中で本稿を訳出することは、今後の議論の発展にとって大きな意義をもつと訳者には思われた。

コゼレック史学の手法に依拠することで、戦争末期のナチ活動家らが「闘争期」経験をリフレインし、新たな「戦後」を展望しながら殺戮行為に及ぶさまを明らかにした本稿は、ナチズム研究や加害者研究としてはもちろんのこと、経験史研究としても高い水準をもち、「経験」のもつ歴史的な重層性と重要性に改めて注目を促している。またここでメインの史料として扱われるのは、ゲッベルスの日記や民情報告、戦後の裁判記録など、日本の大学図書館でも比較的容易に手に取ることのできる刊行史料である。使いつくされた史料でも、読み方次第では新たな光を宿す——歴史学にとっては古典的な教えであるが、それをいかに実践するかを考えるうえでも、本稿から学ぶべきところは大きい。

訳出にあたり、一般的でない人名や組織名、原語表記が必要と思われる単語については、[ ] を使い本文中に原語を併記した。また訳者による註釈も [訳註:] の形で本文中に挿入している。なお、原論文の註34で「Friedrich Schörner」と表記されている人名は、「Ferdinand Schörner」の誤りである。この点については、著者のヴァーグナー氏に確認をとったうえで修正をおこなっている。

最後に、今回の訳出を快諾してくださったヴァーグナー氏、拙訳に目を通してくださった星乃治彦氏、そして演習の名のもと翻訳作業につきあってくれた九州大学文学部西洋史学研究室の学生諸氏に心から感謝申し上げます。

<sup>1</sup> 以下の叙述については、das Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 7. Mai 1947, in: Justiz und NS-Verbrechen. Sammlung deutscher Strafurteile wegen nationalsozialistischer Tötungsverbrechen 1945–1966 [以下、JNVと略記], Band 1, Amsterdam 1968, S. 383–391, und das Urteil des Oberlandesgerichts Braunschweig vom 1. November 1947, in: ebd., S. 392–398 (beide Nr. 18), das Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 12. Juni 1947, in: ebd., S. 433–449 (Nr. 21), das Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 29. Juli 1948, in: JNV, Band 3, Amsterdam 1969, S. 33–46, das Urteil des Obersten Gerichtshofes für die Britische Zone vom 24. Mai 1949, in: ebd., S. 47–53 (beide Nr. 76), sowie das Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 17. Dezember 1963, in: JNV, Band 19, Amsterdam 1978, S. 632–640 (Nr. 561)を参照。ブラウンシュヴァイクにおける一連の事件、ならびにハイリヒのバイオグラフィをめぐる叙述については、Eckehard Schimpf, Heilig. Die Flucht des Braunschweiger Naziführers auf der Vatikan-Route nach

Südamerika, Braunschweig 2005を参照。

<sup>2</sup> Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 17. Dezember 1963, in: JNV, Band 19 (Nr. 561), S. 635からの引用。

<sup>3</sup> 「人狼部隊」の実態と神話については、Volker Koop, Himmels letztes Aufgebot. Die NS-Organisation »Werwolf«, Köln 2008, und Sven Keller, Volksgemeinschaft am Ende. Gesellschaft und Gewalt 1944/45, München 2013, S. 168–183を参照。

<sup>4</sup> Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 12. Juni 1947, in: JNV, Band 1 (Nr. 21), S. 436を参照。

<sup>5</sup> Keller, Volksgemeinschaft; Daniel Blatman, Die Todesmärsche 1944/45. Das letzte Kapitel des nationalsozialistischen Massenmordens, Reinbek 2011; Gerhard Paul, »Diese Erschießungen haben mich innerlich gar nicht mehr berührt.« Die Kriegsendphasenverbrechen der Gestapo 1944/45, in: ders./Klaus-Michael Mallmann (Hg.), Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg. »Heimatfront« und besetztes Europa, Darmstadt 2000, S. 543–568; Bernd-A. Rusinek, »Wat denkste, wat mir objerümt han.« Massenmord und Spurenbeseitigung am Beispiel der Staatspolizeistelle Köln 1944/45, in: Gerhard Paul / Klaus-Michael Mallmann (Hg.), Die Gestapo – Mythos und Realität, Darmstadt 1995, S. 402–416, und Norbert Haase, »Justizterror in der Wehrmacht am Ende des Zweiten Weltkrieges«, in: Cord Arendes / Edgar Wolfrum / Jörg Zedler (Hg.), Terror nach Innen. Verbrechen am Ende des Zweiten Weltkrieges, Göttingen 2006, S. 80–102を参照。

<sup>6</sup> Keller, Volksgemeinschaft, S. 51, und Elisabeth Kohlhaas, »Aus einem Haus, aus dem eine weiße Fahne erscheint, sind alle männlichen Personen zu erschießen.« Durchhalteterror und Gewalt gegen Zivilisten am Kriegsende 1945, in: Arendes et al. (Hg.), Terror, S. 51–79, ここではS. 73を参照。

<sup>7</sup> 例えば、Stephen G. Fritz, Endkampf. Soldiers, Civilians, and the Death of the Third Reich, Lexington 2005, S. 115の当該する章「敗戦の現実を前にした暴走 [Running amok against the reality of defeat]」を参照。また、Ian Kershaw, Das Ende. Kampf bis zum Untergang. NS-Deutschland 1944/45, München 2011, S. 446は、きめ細かな分析を「無法者 [Desperados]」、「党の狂信者 [Parteifanatiker]」、そして「熱狂的な体制の忠僕 [regimetreue Eiferer]」といった概念と結びつけている。

<sup>8</sup> Klaus-Dietmar Henke, »Die Trennung vom Nationalsozialismus. Selbsterstörung, politische Säuberung, »Entnazifizierung«, Strafverfolgung«, in: ders. / Hans Woller (Hg.), Politische Säuberung in Europa. Die Abrechnung mit Faschismus und Kollaboration nach dem Zweiten Weltkrieg, München 1991, S. 21–83, ここではS. 31.

<sup>9</sup> Herfried Münkler, Machterfall. Die letzten Tage des Dritten Reiches dargestellt am Beispiel der hessischen Kreisstadt Friedberg, Berlin 1985, S. 8.

<sup>10</sup> Michael Wildt, Volksgemeinschaft als Selbstermächtigung. Gewalt gegen Juden in der deutschen Provinz 1919 bis 1939, Hamburg 2007を参照。

<sup>11</sup> この点に関する最新の研究として、Keller, Volksgemeinschaftを参照。

<sup>12</sup> Ian Kershaw, »Der Nationalsozialismus als Herrschaftssystem«, in: Dittmar Dahlmann / Gerhard Hirschfeld (Hg.), Lager, Zwangsarbeit, Vertreibung und Deportation. Dimensionen der Massenverbrechen in der Sowjetunion und in Deutschland 1933 bis 1945, Essen 1999, S. 155–173; Hans-Ulrich Wehler, Vom Beginn des Ersten Weltkrieges bis zur Gründung der beiden deutschen Staaten. 1914–1949, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Bd. 4, München 2003, S. 551–561; Ludolf Herbst, Hitlers Charisma. Die Erfindung eines deutschen Messias, Frankfurt am Main 2010を参照。モデルそれ自体については、Herbst, Hitlers Charisma,

S. 11–57を参照。

<sup>13</sup> Herbst, Hitlers Charisma, S. 47–55のいくつかの類型化を参照。

<sup>14</sup> Ebd., passim.を参照。

<sup>15</sup> 「新しき国家性」というモデルについては、Rüdiger Hachtmann, »Elastisch, dynamisch und von katastrophaler Effizienz – Anmerkungen zur Neuen Staatlichkeit des Nationalsozialismus«, in: Wolfgang Seibel / Sven Reichardt (Hg.), Der prekäre Staat. Herrschen und Verwalten im Nationalsozialismus, Frankfurt am Main 2011, S. 29–73を参照。

<sup>16</sup> Kershaw, »Nationalsozialismus«, S. 170 ff.を参照。

<sup>17</sup> ナチ党の党員数拡大については、Jürgen W. Falter, »Die ›Märzgefallenen‹ von 1933. Neue Forschungsergebnisse zum sozialen Wandel innerhalb der NSDAP-Mitgliedschaft während der Machtergreifungsphase [1998]«, in: ders., Zur Soziographie des Nationalsozialismus. Studien zu den Wählern und Mitgliedern der NSDAP, Köln 2013, S. 280–302を参照。

<sup>18</sup> もちろん、こうした状況がアルミン・ノルツェンのナチ党史プロジェクトによって覆われることを期待したい。これについては、www.beitraege-ns.de/html/redaktion-nolzen.html [26. 12. 2014] ならびにArmin Nolzen, »Von der geistigen Assimilation zur institutionellen Kooperation. Das Verhältnis zwischen NSDAP und Wehrmacht 1943–1945«, in: Jörg Hillmann / John Zimmermann (Hg.), Kriegsende 1945 in Deutschland, München 2002, S. 69–96を参照。

<sup>19</sup> それでも、何人かの大管区指導者は自伝を出版した。ここでは、1918年の革命経験と「闘争期」による刻印づけとともに、戦争継続のための曲がりくねった自己正当化を、1945年春に至るまで跡づけることが可能である。Karl Wahl, »... es ist das deutsche Herz«. Erlebnisse und Erkenntnisse eines ehemaligen Gauleiters, Augsburg 1954; Rudolf Jordan, Erlebt und erlitten. Weg eines Gauleiters von München bis Moskau, Leoni 1971; und Hartmann Lauterbacher, Erlebt und mitgestaltet. Kronzeuge einer Epoche 1923–1945. Zu neuen Ufern nach Kriegsende, Preußisch Oldendorf 1984.

<sup>20</sup> ナチ党幹部向けの報告としては、例えば、Mitteilungen des Gauringes Franken vom 5. April 1945, in: Karl Kunze, Kriegsende in Franken und der Kampf um Nürnberg im April 1945, Nürnberg 1995, S. 338 ff.を参照。1945年1月から4月にかけて、党官房から発せられた膨大な数の当該指令は、ベルリン連邦文書館に所蔵されている。これについてはBundesarchiv Berlin [以下、BABと略記], NS 6/353を参照。

<sup>21</sup> Eintragung vom 25. 11. 1944 in: Elke Fröhlich (Hg.), Die Tagebücher von Joseph Goebbels. Teil II: Diktate 1941–1945, Band 14: Oktober bis Dezember 1944, München 1996, S. 278.

<sup>22</sup> Rede Goebbels' auf der Tagung der Reichs- und Gauleiter der NSDAP im Posener Schloss am 3. 8. 1944, in: Helmut Heiber (Hg.), Goebbels Reden 1932–1945, Bd. 2, Bindlach 1991, S. 360–404, ここではS. 372, 379 und 385.

<sup>23</sup> Ebd., S. 373, 400, 396 und 379. 同時に彼は、初期にナチ党に参加したがために、敗北した場合に暴力的な死を覚悟せねばならないほどの危険に晒されていた党友を代表する形で、聴衆の意識に訴えかけた。「私は今日、われわれが自らの生存のため、われわれの民族的な生存のためだけでなく、われわれ自身の生存のために闘争していると確信している。私はいかなる場合も、自らの首をかき切られるなどということは、ごめんこうむりたい。」Ebd., S. 383.

<sup>24</sup> ハンス・モムゼンは正当にも、こうした「『闘争期』」のロマン化」がすでに1943年秋の段階で増大していたことを指摘しているが、それはムッソリーニの失脚がナチ体制においても、内的な結束力が雲散霧消してしまうのではないかとの疑念を呼び覚まして以降のことであった。Hans Mommsen, »Die Rückkehr zu den

Ursprüngen – Betrachtungen zur inneren Auflösung des Dritten Reiches nach der Niederlage von Stalingrad«, in: ders., Von Weimar nach Auschwitz. Zur Geschichte Deutschlands in der Weltkriegsepoche. Ausgewählte Aufsätze, Stuttgart 1999, S. 309–324, ここではS. 311–314を参照。

<sup>25</sup> Max Domarus, Hitler. Reden und Proklamationen 1932–1945. Kommentiert von einem deutschen Zeitgenossen, Band II/2, München 1965, S. 2164.

<sup>26</sup> Ebd., S. 2203 f. さらに、Reden vom 1. und 30. 1. 1945 in: ebd., S. 2179–2185 und 2195–2198を参照。

<sup>27</sup> Ebd., S. 2205.

<sup>28</sup> Rundschreiben Bormanns »zur 25. Wiederkehr des Jahrestages der Programmverkündung« der NSDAP vom 24. 2. 1945, in: BAB, NS 6/353.

<sup>29</sup> 例えば、Goebbels in seiner Rundfunkrede vom 26. 7. 1944, in: Heiber (Hg.), Goebbels Reden, S. 342–359, ここではS. 355, ならびにGoebbels in seiner Posener Rede vom 3. 8. 1944, in: ebd., S. 370 und 372を参照。

<sup>30</sup> Frank Bajohr, Parvenüs und Profiteure. Korruption in der NS-Zeit, Frankfurt am Main 2001, S. 19, ならびに1933年以降の「古参闘士」の給養については、ebd., S. 17–34を参照。

<sup>31</sup> Christoph Schmidt, »Zu den Motiven ›alter Kämpfer‹ in der NSDAP, in: Detlev Peukert / Jürgen Reulecke (Hg.), Die Reihen fast geschlossen. Beiträge zur Geschichte des Alltags unterm Nationalsozialismus, Wuppertal 1981, S. 21–43, ここではS. 28.

<sup>32</sup> 例えば、ミュンヘンで開催された中核的な追悼式典は、フェルトヘルンハレ（将軍廟）での顕彰碑の落成式と同時開催であったが、それを報じる1933年11月10日付『フェルクィッシャー・ベオバハター（VB）』の記事には、「1923年の死者に対する胸を打つような顕彰」との見出しががついていた。また、1923年11月9日に死亡した16名のナチの遺体は、ミュンヘンのケーニヒスプラッツ（王の広場）に位置する墓園に新たに移された。その際刊行された1935年11月9日号には、「諸君は第三帝国という自由のもと復活を遂げた。16名の最初の殉死者、フェルトヘルンハレからエーレンテンベル（名誉神殿）へと凱旋行進」というタイトルが掲げられた。そして1943年11月7日、VB はついに「殉死者」に対し、「諸君の犠牲は報われるだろう」と見出しで約束したのである。

<sup>33</sup> 例えばヒトラーは、1944年11月9日付布告において、1923年から1933年にかけて「殺害された何千という国民社会主義者、そして負傷した何万という国民社会主義者」について語った。Domarus, Hitler, S. 2162. 1933年以前に死亡したナチの実数は、1932年のナチ自身の見積もりによると、約200名であり、決してそれを上回ることはなかった。

<sup>34</sup> ゲルリッツ市長ハンス・マインズハウゼン [Hans Meinshausen] は1929年以降、ナチ党員だったが、例えばフェルディナント・シェルナー [Ferdinand Schörner] 元帥に向けた1945年8月4日付の電報において、「敵軍による占領の結果、たとえもう一度『非合法時代』を経験せねばならないとしても」、ナチズムは勝利を掴み取るだろうと予言した。Rolf Hensel, Stufen zum Schafott. Der Berliner Stadtschulrat und Oberbürgermeister von Görlitz Hans Meinshausen, Berlin 2012, S. 159 f.

<sup>35</sup> ヒトラーの後任となったカール・デーニッツが、1945年5月9日にフレンスブルクの駐留部隊の将校たちを前にした演説で、今しがた実現した降伏を部分的な成功にすぎないと説明したのも、この意味においてであった。「今日、われわれは完全なる軍事的崩壊に直面しているにもかかわらず、われらが民族 [Volk] の今日の様子は、1918年とは異なっている。まだ分裂はしていない。」したがってデーニッツにとっては、「国民社会主義がわれわれに与えてくれた、最も素晴らしく、最も良質なものの、われらが民族共同体の緊密さを [...] あらゆる状況でも維持する」ことこそ重

要と思われたのである。Gerhard Förster / Richard Lakowski (Hg.), 1945. Das Jahr der endgültigen Niederlage der faschistischen Wehrmacht. Dokumente, Berlin 1985, S. 364 f.

<sup>36</sup> Förster/Lakowski (Hg.), 1945, S. 239 f.

<sup>37</sup> SD報告書をどう有効活用するかについては、Ian Kershaw, Der Hitler-Mythos. Führerkult und Volksmeinung, Stuttgart 1999, S. 245–274; und Rainer Eckert, »Geheimdienstakten als historische Quelle. Ein Vergleich zwischen den Stimmungsberichten des Sicherheitsdienstes der SS und des Ministeriums für Staatssicherheit der DDR«, in: Bernd Florath / Armin Mitter / Stefan Wolle (Hg.), Die Ohnmacht der Allmächtigen. Geheimdienste und politische Polizei in der modernen Gesellschaft, Berlin 1992, S. 263–296を参照。

<sup>38</sup> この方向性を打ち出しているのが、Peter Longerich, »Davon haben wir nichts gewusst!«. Die Deutschen und die Judenverfolgung 1933–1945, München 2006, S. 38–52の考察である。

<sup>39</sup> Meldungen aus den SD-Abschnittsbereichen vom 8. 6. 1944, in: Heinz Boberach (Hg.), Meldungen aus dem Reich 1938–1945. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS, Band 17, Herrsching 1984, S. 6571–6576, ここではS. 6573.

<sup>40</sup> SD-Berichte zu Inlandsfragen vom 8. 6. 1944, in: ebd., S. 6576–6581, ここではS. 6576.

<sup>41</sup> Meldungen aus den SD-Abschnittsbereichen vom 10. 8. 1944, in: ebd., S. 6697–6705, ここではS. 6702.

<sup>42</sup> 例えば、SD-Berichte zu Inlandsfragen vom 11. und 25. 5. 1944, in: ebd., S. 6521–6525, ここではS. 6521 ff. ならびにS. 6551–6557, ここではS. 6552 ff. を参照。

<sup>43</sup> Meldungen aus den SD-Abschnittsbereichen vom 8. 6. 1944, in: ebd., S. 6571–6576, ここではS. 6573.

<sup>44</sup> Meldungen aus den SD-Abschnittsbereichen vom 25. 6. 1944, in: ebd., S. 6597–6601, ここではS. 6600. さらに1941年7月22日付報告では、「深刻化するパニックの空気」さえも話題にのぼるほどだった。Ebd., S. 6651–6658, ここではS. 6651.

<sup>45</sup> Meldungen über die Entwicklung in der öffentlichen Meinungsbildung vom 17. 8. 1944, in: ebd., S. 6705–6708, ここではS. 6705.

<sup>46</sup> Bericht aus den Akten der Geschäftsführenden Reichsregierung Dönitz von Ende März 1945, in: ebd., S. 6734–6740, ここではS. 6739.

<sup>47</sup> Bericht an das Reichsministerium für Volksaufklärung und Propaganda vom 28. 3. 1945, in: ebd., S. 6732 ff., ここではS. 6733.

<sup>48</sup> Ebd., S. 6734から引用。

<sup>49</sup> Bericht aus den Akten der Geschäftsführenden Reichsregierung Dönitz von Ende März 1945, in: ebd., S. 6740.

<sup>50</sup> Ebd., ここではS. 6739.

<sup>51</sup> Ebd., S. 6734 f.

<sup>52</sup> Eintragung vom 2. 4. 1945, in: Fröhlich (Hg.), Tagebücher. Teil II: Diktate 1941–1945, Band 15: Januar – April 1945, München 1995, S. 666.

<sup>53</sup> Eintragungen vom 6. und 11. 2. 1945, in: ebd., S. 323 und 357.

<sup>54</sup> Eintragung vom 28. 3. 1945, in: ebd., S. 623.

<sup>55</sup> Eintragungen vom 26. und 24. 1. 1945, in: ebd., S. 228 und 205.

ゲッペルスはここで具体的に、「ヴァルテガウ [Warthegau]」の大区指導者アルトゥーア・グライザーを引き合いに出している。彼は赤軍がまだ何キロも離れた場所にいたにもかかわらず、大区首都ポーゼンから逃亡したのであった。

<sup>56</sup> Eintragungen vom 24. und 30. 3. 1945, in: ebd., S. 586 und 637.

<sup>57</sup> Eintragung vom 2. 4. 1945, in: ebd., S. 666. Mommsen, »Rückkehr«, S. 320も参照。

<sup>58</sup> Hans Zöberlein, Der Befehl des Gewissens. Ein Roman von den Wirren der Nachkriegszeit und der ersten Erhebung, München 1937を参照。

<sup>59</sup> 1944/45年における義勇軍の結成については、Perry Biddiscombe, »The End of the Freebooter Tradition. The Forgotten Freikorps Movement of 1944/45«, in: Central European History 32 (1999), S. 53–90, 特にS. 61–76とKoop, Himmlers letztes Aufgebot, S. 81–86を参照。

<sup>60</sup> Lagebericht des Salzburger Gauleiters Scheel laut Fernschreiben von Dienstleiter Hund aus der Münchner Parteikanzlei an Bormann vom 15. 4. 1945, in: BAB, NS 6/277, fol. 133.

<sup>61</sup> 以下の叙述については、das Urteil des Landgerichts München II vom 7. August 1948, in: JNV, Amsterdam 1969, S. 67–99 (Nr. 78), ここではS. 70 f., 74–77, das Urteil des Landgerichts Augsburg vom 30. Juni 1951, in: JNV, Band 8, Amsterdam 1972, S. 561–651 (Nr. 287), ここではS. 581–586, das Urteil des Landgerichts München II vom 13. Februar 1956, in: JNV, Band 13, Amsterdam 1975, S. 527–565 (Nr. 427), ここではS. 530 ff. und 534–540, sowie das Urteil des Landgerichts München II vom 8. Juni 1957, in: JNV, Band 14, Amsterdam 1976, S. 236–260 (Nr. 447), ここではS. 23–243, und Koop, Himmlers letztes Aufgebot, S. 145–154を参照。

<sup>62</sup> Keller, Volksgemeinschaft, S. 186を参照。ツェーバーラインが指揮した義勇軍による1945年4月15日のフロイデンシュタットでの出撃については、Lagebericht der Münchner an die Berliner Parteikanzlei vom 19. 4. 1945, in: BAB, NS 6/277, fol. 40–42R, ここではfol. 41Rで述べられている。

<sup>63</sup> Hildebrand Troll, »Aktionen zur Kriegsbeendigung im Frühjahr 1945«, in: Martin Broszat / Elke Fröhlich / Anton Grossmann (Hg.), Herrschaft und Gesellschaft im Konflikt, Bayern in der NS-Zeit, Bd. 4, München/Wien 1981, S. 660–675を参照。

<sup>64</sup> Koop, Himmlers letztes Aufgebot, S. 147に収録された1945年4月25日付のピラの複製から引用。ツェーバーラインの内戦師団がどのように裁定に関与したかは、1946年3月20日に彼がコーンヴェストハイムの拘置所で投じたニュルンベルク軍事法廷のための宣誓書からなお明らかである。そこで彼は、1922年から1933年にかけての自らの政治的経験を、恐ろしいコミュニストがもたらす絶えざる脅威の経験として描いたのであった。これについては、現代史研究所文書館 [Archiv des Instituts für Zeitgeschichte] のデジタル化史料を参照。www.ifz-muenchen.de/archiv/zs/zs-0319.pdf [6. 1. 2015].

<sup>65</sup> Urteil des Landgerichts München II vom 13. Februar 1956, in: JNV, Band 13, Amsterdam 1975 (Nr. 427), S. 540を参照。

<sup>66</sup> Mommsen, »Rückkehr«, S. 323.

<sup>67</sup> Urteil des Landgerichts Weiden vom 19. 2. 1948, in: JNV, Band 2, Amsterdam 1969, S. 235–317 (Nr. 45)を参照。

<sup>68</sup> これらの史料群を扱う際の方法論については、Sven Keller, »Geschichte aus Gerichtsurteilen. Perspektiven auf die Gesellschaft der Kriegsendphase«, in: Jürgen Finger / Sven Keller / Andreas Wirsching (Hg.), Vom Recht zur Geschichte. Akten aus NS-Prozessen als Quellen der Zeitgeschichte, Göttingen 2009, S. 180–192を参照。本稿が利用した（一部複数の審級にわたる）判決は、（アムステルダム判決集の番号にもとづけば）以下の判例におけるものである。Fällen 18–21, 23, 39, 45, 72, 74, 76, 78, 96, 107, 113, 134, 169, 206, 287, 426, 427, 447, 467, 479 und 561 in den Bänden JNV, Bd. 1–6, 8, 13–15 und 19, erschienen 1968–1972, 1975–1976 und 1978.

<sup>69</sup> Keller, »Geschichte«, S. 188 f.; ders., Volksgemeinschaft, S. 7–11. また「経験空間」と「期待の地平」という2つの概念については、Reinhart Koselleck, »Erfahrungsraum und Erwartungshorizont – zwei historische Kategorien«, in: ders., Vergangene Zukunft. Zur Semantik geschichtlicher Zeiten, Frankfurt am Main 1979, S. 349–375を参照。

<sup>70</sup> シュヴァーベンとプレットハイムのナチ党支部指導者にして教

員であるレオンハルト・ヴォルフマイヤー [Leonhard Wolfmeyer] の事例を参照。彼は1945年4月10日にSSと国防軍の将校により殺害された。それは彼が、ヒトラー・ユージェントのメンバーを武装解除した農民に対し、死刑判決を下すための即決裁判の判決人となるのを拒否したからだった。これについては、Jürgen Bertram, *Das Drama von Brettheim. Eine Dorfgeschichte am Ende des Zweiten Weltkriegs*, Frankfurt am Main 2005, S. 28–49を参照。

<sup>71</sup> Urteil des Landgerichts Limburg vom 2. Dezember 1947, in: JNV, Band 2, Amsterdam 1969, S. 104–132 (Nr. 39), ここではS. 121から引用。やや異なる条文は、ebd., S. 108.

<sup>72</sup> Urteil des Landgerichts Oldenburg vom 4. November 1948, in: JNV, Band 3, Amsterdam 1969, S. 383–407 (Nr. 96), ここではS. 390から引用。加害者は被害者の死体を街頭の脇に置き去りにし、そこに「己が民族 [Volk] を裏切りし者」と銘打ったプレートを添えた。同様の報告をナチの報道機関は1944年12月以降、繰り返し拡散し続けた。これについては、Koop, *Himmlers letztes Aufgebot*, S. 60 und 66 f. を参照。

<sup>73</sup> ヴェーゲナーは数週間後に、デーニッツ内閣の次官 [Staatssekretär] として活動し、自身の職員のひとりである「古参闘士」ヘルムート・シュテルレヒト [Helmut Stellrecht] に宛てて、1945年5月16日にある覚書を作成した。そこでヴェーゲナーは、ナチ党が(一時的な)活動休止状態にあるとし、目下の敗戦が中期的にみて、「国民社会主義運動の嵐を生み出した」1918年の「敗戦と崩壊」に比べても、「なおより激しい抗議」を惹き起こすであろうと、具体的に記述した。Michael Buddrus, »Wir sind nicht am Ende, sondern in der Mitte eines großen Krieges.« Eine Denkschrift aus dem Zivilkabinett der Regierung Dönitz vom 16. Mai 1945«, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 44 (1996), S. 605–627, ここではS. 626より引用。

<sup>74</sup> Bernd Wegner, »Hitler, der Zweite Weltkrieg und die Choreographie des Untergangs«, in: *Geschichte und Gesellschaft* 26 (2000), S. 493–518, ここではS. 501.

<sup>75</sup> 暴力と逃亡の同時性については、Klaus-Dietmar Henke, *Die amerikanische Besetzung Deutschlands*, München 1995, S. 828–838を参照。

<sup>76</sup> 末期の犯罪の統計については、全体として Keller, *Volksgemeinschaft*, S. 24–27と、www 1.jur.uva.nl/junsv/Inhvzbrdddr.htm [26. 12. 2014] のデータバンクを参照。ここに記録された487件の刑事訴訟手続きは、1945年夏から1959年末にかけて、西ドイツの法廷でナチの殺人罪をめぐって進められたものである。そのうち240件が戦争末期の最後の数週間に始まった暴力行為を対象とするものだった。例えば、これらの訴訟手続きのうち、70件が強制収容所の囚人や外国人労働者への殺害事件を扱ってはいるものの、殆どの場合、SSないし国防軍の部隊や警察官、そしてナチ党幹部がドイツ人兵士や一般市民に対しておこなった殺害行為に関するものだった。また、ナチ党幹部もしくはそのサークル出身の義勇軍ないし人狼部隊の特別部隊に対する訴訟手続きは、ちょうど80件にのぼったが、それらは小分類の中では最大の数だった。

<sup>77</sup> Henke, »Trennung«, S. 31. またKeller, *Volksgemeinschaft*, S. 119–123を参照。

<sup>78</sup> Urteil des Landgerichts Mainz vom 2. Juni 1947, in: JNV, Band 1, Amsterdam 1968, S. 411–421 (Nr. 20), ここではS. 415 f. を参照。

<sup>79</sup> Henke, *Besetzung*, S. 523より引用。またEbd., S. 521–525, und Walter Rohland, *Bewegte Zeiten. Erinnerungen eines Eisenhüttenmannes*, Stuttgart 1978, S. 52 ff. und 143–152も参照。

<sup>80</sup> 例えば、ヴァッツラーの元ナチ党管区指導者に対する1947年12月2日付リンブルク地方裁判所の判決を参照。JNV, Band 2, Amsterdam 1968 (Nr. 39), S. 114.

<sup>81</sup> Urteil des Landgerichts Mainz vom 2. Juni 1947, in: JNV, Band 1, Amsterdam 1968 (Nr. 20), S. 416.

<sup>82</sup> Urteil des Obersten Gerichtshofes für die Britische Zone vom 24. Mai 1949, in: JNV, Band 3, Amsterdam 1969, S. 47–53 (Nr. 76), ここではS. 51.

<sup>83</sup> Ebd.

